

大内義隆の大府宣

大内義隆は戦国時代の武将で、守護として中国・北部九州を治めました。彼が「大府宣」という武家としては極めて特異な形式の文書を発給したことはよく知られています。

元来、大府宣は朝廷の九州統治機関である役所「大宰府」において、在京の大宰權帥あるいは大宰大式（大宰府の実質的な長官）が大宰府現地の下級の役人らに対し命令を伝達するために出した文書です。鎌倉末を最後に途絶えていたこの公家様の文書形式を、義隆は戦国の世に復活しました。現在、義隆発給の大府宣は、文言から発給が分かるものを含めて、39通確認できます。

ただし、鎌倉期までの太宰府宣が九州全域に出されていたのに対し、義隆発給のものは豊前・筑前という九州内の太宰府復活の意図はなく、実態としては守護としての発給文書でした。義隆は、天文5年（1536年）5月16日、念願の大式任官を果たします。前年9月、御所日華門の修造費用一〇〇貫文を朝廷に献上し、その賞として同12月に内々に任官を申



請したのですが、この時は一旦勅許が下りたものの、すぐに撤回され、5カ月も経過してようやく任官されたのでした。任官後の10月には、早く速大府宣の発給が確認でき、これは天文20年、陶隆房（晴賢）の乱で義隆が自害するまで続きます。

それでは、なぜこのように義隆は大式任官にこだわったのでしょうか。従来は、大内氏と敵対する少式氏に対し、上位の官職を有することで優位に立とうとしたとの解釈がなされてきました。実際、天文5年の9月には当時の少式氏の当主である少式資元を滅ぼしたようです。

近年の研究では、これに加え天文初年の大友氏との抗争を原因とする新たな説が提示されています。將軍家の分裂に端を発したこの争いで、大内氏は將軍足利義晴との関係を悪化させており、和平後、自身の立場を正当化し、ひいては大宰府の長官を意味する大式の官職を得ることで、北部九州を統治する公権としての立場を強化しようとしたというものです。従うべき見解でしょう。